

令和3年6月25-26日

定員：45名

『つり上げ荷重5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務従事者特別教育』を開催します。

対象者 つり上げ荷重5t未満のクレーンの運転業務に従事する労働者の方々
(トラッククレーン等の移動式クレーンの運転業務ではありません。)

受講料 19,000円(非会員)

17,000円(鳥取県労働基準協会会員)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和3年6月25日8時30分から18時30分(学科)

令和3年6月26日8時00分から12時00分

又は 15時00分から17時00分(実技)

研修時間 13時間(学科9時間+実技4時間)

研修場所 学科：鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)

実技：(株)鳥機(鳥取市南栄町19)

受講申込の締切日 令和3年6月17日(木)

労働安全衛生法第59条第3項により
実施が義務付けられた特別教育です



お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和3年6月17日(木)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 教育終了後に、事業所で保管いただく「特別教育等受講者記録」をお渡しします。また、受講者には、「特別教育修了証」を交付します。
- ③ 受講申込み後は、令和3年6月17日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご承知おき下さい。
- ④ 学科教育の日(初日)は、他の教習のため当会館駐車場は使用できませんので右地図の「P1」、「P2」の駐車場をご利用ください。
- ⑤ 本特別教育は、建設業においては「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」の助成対象になります。詳細は、鳥取労働局職業安定課(TEL 0857-29-1707)へお問合せください。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について(お願い)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる方には受講をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。